

あわてず、慎重に！

1 きっかけは家庭教師の電話勧誘

訪問してもらい話を聞くと

短時間で
成績アップ



家庭教師だけでなく高額な教材もセットの契約

2 実際に家庭教師に来てもらったが

教師と相性が悪い

契約時に聞いて
いた条件の教師
が来ない

教師の態度
が悪い



3 解約・返品を申し出ると・・・

中途解約ですね。
解約料〇〇万円を
お支払いください。



4 消費生活センターに相談

消費生活相談

中途解約料を
請求されて
困っています



消費者庁イラスト集より

アドバイス

- 一度に大量の教材や高額な契約は避けましょう
- 契約の内容をよく確認しましょう

お早めにご相談ください！ 毎日9時～17時受付（年末年始除く）

消費者ホットライン

いやや
TEL 188
(局番なし)

佐賀県消費生活センター

TEL 0952(24)0999

FAX 0952(24)9567

メール shouhisoudan@pref.saga.lg.jp